

## 平成21年度 第2回 竹島問題を学ぶ会

日 時 平成21年10月25日(日)

13時30分～15時30分

場 所 島根県立図書館 集会室

### はじめに

こんにちは、姫路市立姫路高校教諭の藤井です。私は島根県鹿足郡柿木村、現在は吉賀町柿木村ですが、の出身でして中学卒業後こちらにあります5年制の松江高専にお世話になりました。成績がよすぎたのか3年で高専は退学してしまいして(やめさせられたのではありません。文系転向いわゆる「文転」です。)広島大学文学部史学科の東洋史専攻に入学、その後兵庫県で教職に就いたというのが私の経歴です。教師になって約20年目に兵庫教育大学大学院の修士課程で2年間だけ好きな研究をする機会を与えられました。大学的时候から朝鮮半島への関心を持ち続けて、朝鮮史関係のいろいろな研究会への出席や朝鮮関係の本を読んでいたりしていたのですが、大学院で戦後の日韓関係をあらためて本格的に勉強したわけです。今日は私の研究成果の一部を故郷の島根県の皆様に披露できることを非常にうれしく思っております。

資料として、2006(平成18)年に出版された鄭大均・古田博司編『韓国・北朝鮮の嘘を見破る 近現代史の争点30』(文春新書)の中に私が書いた「“李承晩ラインから竹島問題まで、韓国の主張は正しい”と言われたら」という文章を用意しました。この本は、タイトルに「引いてしまう」人もいますが、収められた文章のほとんどは実証的でしっかりしたものだとして自負しております。私の文章は戦後日韓間の漁業問題と竹島問題の関わりを概観したものです。これを読んでいただきながら講演を進めていきたいと考えています。

### 1. 日韓会談について

#### 日韓会談とは

今日の私のテーマは「日韓会談と竹島問題」です。まずは、日韓会談の説明からはじめましょう。日韓会談は日韓国交正常化交渉ともいいます。1951(昭和26)年10月から1965(昭和40)年6月までの13年8ヶ月の大変長きにわたって、日本と韓国の間で国交を結ぶために行われた交渉、これを日韓会談と呼んでおります。始まったとき

の日本はまだGHQ（連合国軍総司令部）の占領下で戦争の記憶も生々しいものがありました。終わったときには東京オリンピックの翌年で日本は高度経済成長の真只中であつたわけです。

大変な難交渉でありまして、恐らく戦後日本が行った国交樹立交渉の中でもっともエネルギーを要したものと思われます。日韓会談の時期に日本の首相は6人、外務大臣は9人交代しています（韓国の大統領も3人、外務部長官も10人交代）。1910（明治43）年から35年間の日本の朝鮮統治に対する韓国の反発とそれに対する日本の反論があつて激しい論争が行われました。それだけでなく、戦後日韓間でおこつた様々な問題が交渉を難航させます。結局、1965年に日韓条約が結ばれて日韓会談は終わるのです。日韓条約は、日韓間の国交を成立させた日韓基本条約およびいくつかの協定からなっています。いくつかの協定とは、漁業、請求権および経済協力、在日韓国人の法的地位および待遇、文化財および文化協力の4協定です。その他に、竹島問題に関連した「紛争解決に関する交換公文」も日韓条約に含まれます。これらのうち日韓漁業協定は1999年に破棄されて新日韓漁業協定となっていますが、現在の日韓関係の枠組みを形成しているのが日韓条約なのです。竹島問題をはじめ、植民地支配への「補償」問題、旧条約無効問題、文化財「返還」問題など、現在の日韓間の対立点の多くは日韓会談で論議されましたし、また日韓条約をどう考えるかという議論と深く関連するのです。日韓会談と日韓条約を検討することは、現在の日韓関係を考えることに直接つながっています。

日韓会談の概略を申し上げます。1951年10月に始まる予備会談から第3次会談までが第一段階ですね。この時期は二つの問題で日本と韓国が非常に対立し交渉がまったく進まないのです。一つは請求権問題です。日本が朝鮮を支配していたときの日本と朝鮮との間の経済的な貸し借りをどうする決着させるのかという問題です。太平洋戦争中の朝鮮人の「内地」への動員、いわゆる「強制連行」をどう定義し、どう「清算」するのかという、現在も噴出するあの問題とも関わっています。そしてもう一つの対立点は竹島問題とも関係する漁業問題です。

結局、第3次会談は有名な「久保田発言」で1953（昭和28）年10月に決裂します。外務省参与の久保田貫一郎代表が、日本は36年間の支配の中で朝鮮半島の経済開発に貢献したところもあると言つたのです。そうすると、韓国側がこれをけしからんとし日韓会談を続けること自体を拒否するわけです。産経新聞の黒田勝弘ソウル支局長がよく言われる「『も』問題」です。日本の支配によい面「も」あつたのかという対立で、こ

れは現在も続く問題ですね。

第3次会談決裂後、1958（昭和33）年まで5年間日韓会談は行われません。その後、漁業問題で強硬な姿勢をとって日本漁船を拿捕して「人質外交」を繰り広げる韓国に対して日本が譲歩します。日本は「久保田発言」を取り消し、また、請求権問題で朝鮮半島に残した日本人の財産に対する請求権を放棄します。これ以後の日韓会談では、韓国の日本に対する請求権だけが論議の対象となるわけです。こうして日韓会談は1958年4月に再開しますが、第4次会談、再開第4次会談、第5次会談は政治の荒波に翻弄されて議論は進みません。これが第二段階です。例えば、日本政府が認めた在日朝鮮人の北朝鮮への「帰還」に対して韓国が反発したことによる1958年12月の第4次会談の中断。1960（昭和35）年4月の「4・19（韓国語では『サ・イルグ』）革命」- 学生たちが立ち上がって李承晩政権を打倒した事件ですが - による再開第4次会談の終結。そして1961（昭和36）年5月に軍事クーデターが起きて朴正熙政権が登場する激動の中での第5次会談の終結。このように第二段階の日韓会談も成果なく終わるのです。

朴正熙政権は、李承晩政権とは対照的に、日韓会談の妥結に積極的な姿勢を見せた政権でした。この政権のもとで何とか国交が樹立されていくのが1961年10月からの第6次会談、1964（昭和39）年3月からの再開第6次会談、そして1964年12月からの第7次会談で、これが第三段階です。とりわけ1962（昭和37）年の10月、11月に行われた「大平・金鐘泌会談」は画期的でした。日本が譲歩したものの具体的な金額でもめていた請求権問題について、大平正芳外務大臣と金鐘泌中央情報局長の間で何とかまとめるわけです。有名な「無償3億ドル・有償2億ドル」を日本が韓国に経済協力の形で支払うことでの請求権問題を基本的に解決させるわけです。その後漁業問題をめぐってきわめて紆余曲折はありましたけども、韓国の反対運動を押し切って1965年6月に国交が樹立される。これが大ざっぱな日韓会談の流れです。

## 日韓会談と竹島問題

今日の私の話は、この日韓会談と竹島問題を重ね合わせてみようというものです。といいますのは、竹島問題と日韓会談はずいぶん関連するところがあるのです。

まず、御存じのとおり、竹島問題が表面化するのは、1952（昭和27）年1月18日に韓国政府が行った李承晩ライン宣言です。これは、正式名称を「隣接海洋に対する主権に関する宣言」といいまして、李承晩ラインの中は韓国の主権が及ぶことになったので

日本漁船は入るなというものでした。そしてそのラインの中に竹島が入っていたわけです。これが第1次会談のはじまる1ヵ月前なのです。竹島問題の表面化と日韓会談の開始が定期的に一致するという点がまず1点目です。

次に、1954（昭和29）年夏に韓国は竹島を不法占拠します。同じ1954年9月に日本は竹島問題を国際司法裁判所に付託して解決しようと提議したのに対して韓国は拒絶するのです。この1954年は第三次会談の決裂後日韓会談が中断されている時期です。そして翌1955（昭和30）年に、韓国政府は李承晩ライン内の日本漁船を砲撃するという宣言を出す。これに対して日本では、韓国に対して自衛隊を出したらどうかという議論が国会で行われるのです。戦後の日韓関係の最悪の時期がこの時だと思いますね。韓国が竹島を不法占拠する時期と、日韓会談が中断して漁業問題をめぐる対立が先鋭化する時期が一致するわけです。これが竹島問題と日韓会談の経緯が一致する2点目です。

そして、竹島問題と日韓会談の経緯が一致する3点目が1965（昭和40）年の日韓条約です。日韓条約の中には、請求権問題や旧条約無効問題のように、あえて同床異夢的なあいまいな解釈で解決を先延ばしにした部分があります。竹島問題もそうでした。日韓国交正常化にもかかわらず竹島問題は未解決のまま残されるわけです。

このように、竹島問題は日韓会談の開始とともに発生し、日韓会談の難航とともに対立は先鋭化し、そして日韓条約で解決されるべきところを未解決のまま残された。竹島問題と日韓会談は相関性があるのですから、竹島問題を考える上で日韓会談を検討する価値は十分あると思っています。特に竹島問題はなぜ生まれたのか、日韓会談で日本は韓国に対して竹島問題についてどのような主張をしたのか、日韓条約で竹島問題はなぜ未解決に終わったのか、これらは皆さんも関心のあるところではないでしょうか。このようなことを話したいと思います。

なお、今日の私の話は、九州大学が主催して毎年12月に開催されている九州史学会大会の朝鮮学部会で2005（平成17）年、2006（平成18）年、2008（平成20）年の三回にわたって報告した内容に基づいています。おそらく今まで皆さんがお聞きになったことのないような話がたくさん含まれていて、わかりにくいところも多いと思いますが、頑張って最後までお聞きください。

## 2. 日韓会談の開始と竹島問題

### 李承晩ライン宣言と竹島問題

最初に、李承晩ライン宣言に至るまでの過程を整理しておきたい。1946（昭和21）年1月29日にGHQが「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離すること」という指令（SCAPIN - 677）を出します。こうして竹島は日本の行政区域から外されるのです。そして同じ年の6月22日にGHQは「日本の漁業及び捕鯨業許可区域」という指令（SCAPIN - 1033）を出します。日本の船舶及び船員は竹島から12海里以内に近づいてはならない。またこの島との一切の接触を許さないというものです。つまり、竹島をマッカーサーラインの外側に置くわけです。冒頭で紹介しました「“李承晩ラインから竹島問題まで、韓国の主張は正しい”と言われたら」の[図A]を見ていただくと位置関係がわかると思います。この図ではマッカーサーラインはマ・ラインと表記してあります。マッカーサーラインとは総司令部が定めた日本漁船の操業限界線のことです。戦前、外国の沿岸で操業して資源を枯渇させるという理由で日本漁船は非常に悪評判でした。そのためにマッカーサーラインが定められたのです。この2つの指令のために島根県をはじめとして日本の漁業者は竹島に近寄ることができませんでした。この間に朝鮮人 - 1948年8月15日の韓国建国後は韓国人と呼ぶことにします - が竹島で漁労する。ここから竹島問題が始まったのです。

1951（昭和26）年、竹島問題にとってきわめて重要なことが起こります。GHQがなくなって日本が主権を回復し独立する時期が迫ってくるわけです。アメリカが日本と連合国との間の講和条約草案を作り、韓国も意見を求められました。7月19日に梁裕燦駐米韓国大使がダレス国務長官特別顧問に対して対日講和条約について2つのことを要請します。竹島は韓国領であることを書いてほしい、もう一つはマッカーサーラインの継続も書いてほしいということです。ダレスはマッカーサーラインの継続については即座に拒否します。そして、これは国立国会図書館の塚本孝先生の研究で明らかになったのですが、8月10日付のラスク国務次官補の梁裕燦駐米韓国大使宛の書簡で竹島を日本領とすることを韓国に伝えるわけですね。

これに対して、韓国政府は1951年9月7日に臨時国務会議を開いて「漁業保護水域」設定を可決するのです。実は、韓国政府はそれまでにマッカーサーライン消滅に備えて「漁業管轄水域」という李承晩ラインの原型を作って、日本漁船の進出を阻止しようとしていましたが、これには竹島は含まれていませんでした。ところが、「漁業保護水域」には竹島を含む日本海の広大な水域が加わるのです。9月7日の翌日が対日講和条約が調印される9月8日ですね。吉田茂首相がサンフランシスコで対日講和条約に調印して日本

の独立が認められる。その前日に「漁業保護水域」を設定した点に韓国政府の危機感があらわれていると思います。米国に再三要請したにもかかわらず、韓国が対日講和条約の締約国になれずサンフランシスコ講和会議に出席できなかったこと、すなわち韓国は連合国として米国に認められなかったという焦燥感にも注意しておく必要があります。ただし、李承晩大統領はアメリカがマッカーサーラインを存続させる可能性もあると考えて、この「漁業保護水域」設定を許可しませんでした。

その年1951年の10月に日韓会談予備会談が始まります。11月22日の第8回本会議で韓国はマッカーサーライン継続を要求しますが、日本はこれに否定的な回答をします。翌1952（昭和27）年1月18日、韓国は、[図A]に示したように、李承晩ライン宣言を行うわけです。内容は2つです。一つは朝鮮半島を囲む形で非常に広い水域に主権を宣言するという事。この水域に「漁業保護水域」と同様に竹島が入っていました。もう一つはこの水域の漁業資源は韓国政府のみが監督する、要するに日本の漁船は操業できない、ということです。

このような経過を考えると、以前から私にとって特に疑問だったのは、韓国はなぜ李承晩ライン宣言で竹島への主権を主張したのかという点でした。アメリカの反対によって、李承晩ライン宣言前後の時期の韓国は竹島問題に関しては圧倒的に不利な状況にありました。その状況で竹島への主権を宣言するためには、韓国政府内部に論議があったはずですが。2005年8月、韓国政府は議事録を中心とした日韓会談に関する記録を公開し、私はそれを読んでみました。結論的に申しますと、韓国政府が公表した日韓会談関連文書の中に私の疑問を解くものはありませんでした。韓国政府内部の論議の記録が見あたらないのです。韓国政府が関係する部分の記録を削除したのではないかと私は疑っています。

## 韓国の主張の検討

1952（昭和27）年2月15日から1次日韓会談が開かれます。その最終日にあたる4月25日にGHQはマッカーサーライン廃止を日本政府に通告し、三日後の4月28日に日本は独立を回復する。この時期の竹島の領有に関する韓国の主張を考えることにします。

ご存知の通り、竹島問題についての韓国の主張の論点は三つあり、それはそのまま日韓間の論争点になってきました。1番目に韓国には竹島領有の歴史的根拠があること、朝鮮の古文献中の于山島が竹島であり、17世紀末に安龍福が竹島の領有を宣言したといった

ことです。2番目に1905（明治38）年の竹島の日本領土編入が不当であること、1905年に日本の侵略によって竹島は奪われたのだという主張ですね、日本が竹島の領有を主張することはかつての朝鮮侵略を反省していないのだと、このように韓国が日本を道義的に攻める材料に現在ではなっています。そして3番目が、先ほど説明しましたGHQの2つの指令による措置 - 竹島を日本の行政区域から外したこととマッカーサーラインの外側に竹島を置いたこと - 、が有効なのだということ。この3点が韓国の主張なのです。

私が注目しているのは、李承晩ライン宣言の時期にこの3つの主張が全部そろっていたのかという点なのです。さまざまな資料を検討した結論を言いますと、そろっていません。1番と2番はまだ完成していません。3番だけなのです。

まず、韓国政府が日本政府に送った「1952年2月12日付韓国側口上書」を見ていきます。これは1月28日付の日本政府による李承晩ライン宣言への抗議に対する韓国政府の返答です。「総司令部が1946年1月29日付SCAPIN - 677によって同島が日本の領域から明確に除かれたこと、そしてまた同島がマッカーサーラインの外側に置かれ続けたこと、これらの事実は韓国の主張を疑いの余地なく支持し確認するものである」とあります。竹島の領有についての韓国の主張はこれだけなのです。1番目と2番目の主張は一切ありません。

もう一つ見ていただきたいのが、1951（昭和26）年9月21日付の卞榮泰韓国外務部長官がムチオ駐韓米国大使に送った書簡です。竹島問題については、SCAPIN - 677が「韓国に有利なように決着をつける決定的要因（conclusive factor）である」。また竹島が「マッカーサーラインの韓国側に置かれ続けた事は、総司令部の意思のもう一つの明示である」と書いてあります。要するにGHQの2つの指令が、竹島問題に関する韓国の主張の根拠だとアメリカに対して主張しているわけです。

興味深いのは次です。1951年10月3日付で駐韓米国大使館が米国国務省に送った書簡「独島に対する主張についての韓国外務部の書簡の伝達」にこう書いてあります。今紹介した9月21日付卞榮泰外務部長官の駐韓米国大使宛書簡には、「韓国がかの島（竹島のことです。）を数百年にわたって領有してきたことを証明する確実な証拠記録がある」とあるが、「韓国外務部は口頭説明で、韓国は現時点ではそのような証拠をまとめたものを持っていないと暗に認めた。韓国の証拠提出が行われることは疑わしい」というのです。要するに、李承晩ライン宣言当時、韓国政府の竹島領有を主張する根拠のうち1番目の歴史的根拠は現在のような形では形成されていなかったということです。

私は、李承晩ライン宣言に至る時期における韓国国内での竹島を韓国領とする主張も検討してみました。申奭鎬「独島所属に対して」（『史海』1 朝鮮史研究会 1948年12月12日 ソウル）がおそらく韓国の当時の主張をもっともよくまとめたものと思われます。そこでも、韓国の主張する歴史的根拠は、17世紀末に江戸幕府が鬱陵島への渡航を禁止した、よって鬱陵島の「属島」である竹島は日本のものではない、この程度なのです。于山島が竹島だとか、安龍福が竹島で日本人に竹島が朝鮮領であると警告したなどといった「根拠」はまだ「発見」されていなかったのです。

1905年の島根県による領土編入は朝鮮侵略の一環であるという主張も、李承晩ライン宣言に至る時期の韓国では明確ではありませんでした。申奭鎬「独島所属に対して」も、竹島の日本編入は、日露戦争で竹島を海軍の補給基地として利用するのが目的だったと説明しています。「独島は日本の朝鮮侵略の最初の犠牲の地」という、現在の韓国人を燃え上がらせるあの主張はまだ見ることはできないのです。よって、李承晩ライン宣言で竹島を韓国領と主張したときの韓国は、GHQの2つの指令-日本の行政区域から竹島を外すこと、およびマッカーサーラインの外側に竹島を置くこと - にかけていたと私は思うわけです。

しかし、GHQの2つの指令を根拠とする韓国の主張は困難という以上に無理なものでした。なぜならば、GHQの2つの指令には、両方とも、この措置が日本領土の最終的な決定とは無関係とはっきり書いてあったのです。そして、SCAPIN - 677については、先ほど言いましたように、1951年8月のラスク書簡でアメリカは竹島が日本領土であるということを伝えているのです。SCAPIN - 1033つまりマッカーサーライン問題ですけれども、アメリカに対して韓国はマッカーサーライン継続の要請を、私の知る限りでは3回行っているのですが、アメリカはそのたびに即座に拒否しています。対日平和条約に漁業問題について何らかの規定を設けることになると、関係各国の利害が錯綜しているため調整に手間取り、条約締結に深刻な遅れが生じるというのがその理由でした。

以上をまとめておきます。李承晩ライン宣言当時、韓国が竹島領有を主張する根拠はもっぱらGHQの2つの指令による措置が有効であることでした。しかし、この主張には根拠はなかった。根拠にならないにもかかわらず、韓国はGHQの2つの指令を竹島の領有を主張する根拠にした。客観的に見ると存在しないはずのものが彼らにとってはなぜ存在するのか。見えないはずのものがなぜ彼らには見えるのか。私はそれをずっと考えてきました。

## 第1次日韓会談と竹島問題

先ほど言いましたように、李承晩ライン宣言で竹島を含む水域に主権を主張するという政策決定への経過は、韓国政府が公開した日韓会談関連文書では明らかではありません。そこで私が考えたのは、第1次日韓会談の時期の韓国の対日要求全体を検討して、そこから竹島問題を考えてはどうだろうかということでした。竹島問題を引き起こす時期と第1次日韓会談の開始がほぼ同時期なのだから、その時の韓国の対日諸要求全体を検討すれば、韓国の対日意識が明らかになって竹島問題の根本が理解できるのではないかと考えたわけです。幸い、2007（平成19）年から2008（平成20）年にかけて日本政府も日韓会談に関する記録を公開していますので、それも読んで考察してみました。日韓会談と竹島問題をこのように連関させて考察したのは私が最初だと思います。2006（平成18）年に出版された玄大松『領土ナショナリズムの誕生 「独島／竹島問題」の政治学』（ミネルヴァ書房）という話題になった本がありますが、この本は日韓会談と竹島問題とを羅列して記述しているだけで、両者を統合して考えたものではないですね。

李承晩ライン宣言当時の韓国の対日要求全体を検討する一番よい方法は、アメリカが中心になって草案を作っていた対日講和条約に対する韓国の要求を考えることです。1951（昭和26）年4月26日付で林炳稷国連大使がダレス国務長官特別顧問に送った書簡では、1951年3月23日付の対日平和条約米国草案について、韓国政府は次の6項目を要求しています。

韓国が連合国として処遇されること

在日韓国人が連合国の国民として処遇されること。

この二つの要求について若干説明しますと、1951年5月の段階でアメリカはそれまでの態度を変更して韓国を対日平和条約の署名国から外す意向を固めていきます。その結果9月8日にサンフランシスコで対日講和条約に調印した52カ国に韓国は含まれません。韓国は連合国ではなかったのです。これに反発して、自分は連合国である、在日韓国人は連合国の国民であると韓国は訴え続けるのです。

韓国が日本の残した財産を接收することが認められること。

マッカーサーラインの維持。

対馬が韓国領であることの確認。

日本の脅威に対する安全保障の確立。

第1次日韓会談では、これらのうち から を韓国は日本に要求するのです。それを具体的に紹介したい。まず です。1952（昭和27）年3月5日の第4回基本関係委員会で韓国側が提出した「大韓民国と日本との基本条約」第1条は「韓国は日本を主権を持つ独立国家として承認する」というものでした。これは実際の対日平和条約第1条「連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する」と非常によく似ています。まるで韓国は連合国なのです。日韓会談に関する日本側の公開文書を読むと、日本側代表たちもさすがにこれには驚いていますね、韓国は主観的には自らを連合国と考えていたのです。

在日韓国人の法的地位の問題です。実は、在日韓国人の法的地位委員会で長い時間を費やした問題があるのです。それは韓国人 - 正確には朝鮮人ですけれども - がいつ日本の国籍から離脱したかという問題です。その論議の中で、韓国は、韓国人は日本国籍を持ったことなどないと主張するのです。韓国政府外務部政務局は1949年に『週報』という韓国政府の広報誌に発表した論文で、「三千万国民は36年間にわたって中国その他国外で連合国に先行して直接武力で日本と戦争を敢行した一方、国内では朝鮮半島の中でも非暴力抗争を展開した多くの歴史的事実に着眼すれば、大韓民国人はその所在の如何を問わず連合国人としての特権を享受せねばならない」と述べています。そして、だから我々は「一時でも日本の国籍を取得したことはなかった」と続けているのです。我々は連合国人であって、場所はどこであれ、ずっと日本と戦い続けたのだ。だから日本国民ではなかったと主張したのです。

の請求権問題です。1952年2月20日の第1回請求権委員会で韓国側は「日本からの解放国家である韓国と、日本との戦争で勝利を得た連合国は、類似した方法で、日本政府や日本国民の財産を取得できる」のではないかと述べました。対日平和条約第14条では、連合国はその国の管轄下にある日本国および日本国民の財産を接收できることになっていたのです。韓国も連合国と同じような利益を得ることができるはずだというのが韓国の主張でした。

の漁業問題では、漁業委員会で韓国はアメリカをまねた姿勢で日本に迫るのです。李承晩ライン宣言で、韓国は李承晩ライン内の水域に韓国のみが漁業資源を管理できるという「漁業管轄権」を主張して、日本漁船の操業を禁止したわけです。韓国はこの「漁業管轄権」はアメリカもすでに行使していると主張したのです。だから、日本がアメリカに対してとったのと同じように措置を韓国にもとれと日本に要求するのです。具体的に言えば

1946（昭和21）年9月の米国近海に漁業資源保護水域を設けるとした「トルーマン宣言」や、1951年12月に採択された「日米加漁業条約」で日本が認めた特定3魚種に対する「自発的抑止」は「漁業管轄権」なのだといった主張です。もちろん、これはまったくの誤りで日本側は韓国側を論破するわけです。

私が見たところ、の議題におきまして、韓国は、主観的には連合国があるいは連合国に等しい立場で、まだ独立していない日本と向かい合おうとするわけです。そうとしか思えないのです。

### 韓国の対日姿勢と竹島問題

このような第1次日韓会談での韓国の対日姿勢を念頭に置いて竹島問題を考えていくことにします。韓国が竹島領有を主張した時の根拠はもっぱらGHQの二つの指令であったことは、何度も申しました。まず、SCAPIN-1033、竹島をマッカーサーラインの外側に置いた措置です。マッカーサーラインは漁業者にとっては非常に守りにくい境界線だったようです。当時日本漁船は経緯度を測定する機械ありませんからマッカーサーラインを越えてしまうのです。漁師さんはやはり魚がたくさんいる所に行ってしまうのです。韓国はそのような日本漁船を拿捕します。李承晩ライン宣言よりも前から韓国（1948年（昭和23）までは南朝鮮ですが）による日本漁船拿捕がおこっていたわけです。『日本外交史28』（鹿島研究所出版会）によれば、マッカーサーラインが廃止されるまでにその数は95隻に上りました。

問題はこのとき、日本漁船がマッカーサーラインを越えたことを韓国政府が「韓国漁業水域で漁業に従事」したと表現したことです。これはGHQが残した文書に残っています。日本から見てマッカーサーラインの外側の水域を韓国は我々の海だと考えるようになるのです。これに対してGHQは韓国に警告を發します。GHQは、マッカーサーラインは我々の専権事項である、韓国とは関係ない措置であって日本漁船の拿捕を行ってはならないと警告をしたのです。特に私が注目しているのは、1950（昭和25）年1月29日付でGHQが駐韓米国大使館に送った書簡です。こう言っていますね、極東委員会を構成する13カ国に含まれない韓国が公海上で日本漁船を掌捕することは、韓国が極東委員会の構成国に取ってかわることになる。極東委員会とはGHQよりも上部の組織で、13の連合国からなる日本の占領管理についての最高政策決定機関でした。権限はないはずなのに韓国は日本漁船を拿捕している、まるで極東委員会の一員として韓国は日本に対して

いるのではないが、これは困る、そのような意味の書簡です。マッカーサーラインは日本との間の一種の国境線なのだ、マッカーサーラインは韓国を日本の再侵略から守るためにあるのだ、だから韓国にはマッカーサーラインに関与できるのだ、このような意識がSCAPIN - 1033によって韓国人に生まれていったと私は考えています。

SCAPIN - 677ですが、竹島を日本の行政範囲から外すという措置で竹島は韓国領となったと反射的に韓国人は考えるわけです。マッカーサーラインの問題と同じように、GHQの措置は本来韓国とは関係がないはずなのですが、韓国はこれに乗っかっていく。この問題に関連した重要な事件が1948年6月におこります。アメリカの空軍機が竹島を爆撃し、韓国人漁業者が亡くなるのです。日本人の死者が出なかったのはGHQの二つの指令を日本人がよく守っていたことも示すものですが、補償問題など爆撃事件の事後処理がアメリカと韓国の間で行われたことは、竹島は韓国領であるという韓国人の意識を強めることになったと思います。

しかし、1945（昭和20）年12月26日に公表されました「極東委員会および連合国対日理事会付託条項」という文書では、極東委員会は、「軍事作戦行動に関しても、また領土上の調整に関しても、（GHQに対して）勧告してはならない」とその任務を規定しているのです。独立回復後の日本の領土の問題は、GHQもさらにその上部機関である極東委員会ですら触れることはできないというわけです。韓国の主張は、極端に言えば、我々が日本の領土を決めてやるということでしょう。竹島問題における韓国の対日姿勢は、日本を占領管理する連合国の権限すら越えるものだったと思いますね。

ここでまとめておきます。第1次日韓会談の時期の韓国には、主観的にはみずからを連合国として位置づけ、占領下にあつて主権を失っていた日本を管理しようとするような対日姿勢が見られた。GHQの2つの指令を、米国やGHQが反対しているにもかかわらず、自分たちに有利なように解釈して竹島領有の根拠としたのはその例です。そして、時にその態度は連合国の権限をも越えるようなものすらあつたのです。竹島問題とは、1945年の敗戦によって主権を喪失するという歴史上きわめて特異な時期にあつた日本に対して、1948（昭和23）年に日本よりも一足早く独立していた韓国が自らを連合国と位置づけて日本を管理しようとした、そのような状況で生み出された問題であると考えています。今年の8月に行われた第1回「竹島問題を学ぶ会」で県立広島大学の原田環先生の講演をお聞きになった方は、私の話に思いあたる節があたりではないでしょうか。朝鮮は強烈な華夷秩序意識を持ってきたこと、日本よりも上に立ちたいという強い意識があるこ

とをお聞きになったと思います。その意識が、日本の敗戦という時代の裂け目で噴出する、その犠牲になったのが竹島である、そういうふうに思っています。以上、まず「日韓会談の開始と竹島問題」という私の1番目の話をこれで終わります。

### 3．日韓会談の中の竹島問題

#### 日本の問題提起

さて、2番目の話に行きましょう。日韓会談の中で竹島問題はどのように論議されたかを検討していきたいと思います。先ほど申しましたように、日韓両国政府がそれぞれ保存していた日韓会談の記録を近年公開しましたので、具体的な討議の様子が見えるわけです。ただし、私の読んだ限りでは、竹島問題の討議については韓国側議事録の方が詳しいですので、韓国側議事録を中心とした検討であることをお断りしておきたいと思います。

最初に前提となることを2点ほど申します。一つは日韓会談で領土問題は議題として設定されなかったことです。領土について話し合う分科会はなかった、ですから、外務大臣など首脳同士の会談、いわゆる「ボス交渉」で討議を行うことになります。もう一つは、これはよく誤解されるのですが、漁業問題の分科会では竹島問題は扱われなかったことです。漁業問題を討議する中で竹島問題も討議されたなどと書いている研究者がいますが、それはうそです。

漁業問題で最も激しい論議が行われたのは東シナ海・黄海とりわけ済州島近海の漁場についてでした。[図A]の の底曳網の漁場や の旋網・一本釣の漁場です。昨日、竹島問題研究会の杉原隆先生たちと一緒に島根半島の片江に行き、漁業者の方々から聞き取りをしました。片江は大正時代に機船底曳網漁業が発祥した地として有名な所です。機船底曳網漁船は西へ西へと漁場を求めて発展していきます。昨日は竹島近海での漁業も話題になったのですが、漁業者の人たちは、その前には下関などに根拠地を持って東シナ海・黄海に出漁したと話していました。日韓漁業問題の争点は、竹島周辺の海域ではありませんでした。竹島の経済価値は李承晩ラインで囲まれた水域の中では低かったのです。李承晩ライン内での日本漁船の漁獲高は水産庁編集の『水産業の現況 1956～1957年版』によりますと、1952（昭和27）年実績で年間約130億円です。一方竹島近海の漁獲高は、1965（昭和40）年頃に島根県が作成したと思われる『竹島の概況』では1年間に約1億円ですね。また、竹島近辺での韓国による日本漁船拿捕は、今確認されるところでは、起こっていません。このような事情で、日韓会談の中の漁業分科会では竹

島の問題は取り上げられなかったのです。

日韓会談での竹島問題の討議は1962（昭和37）年以降に行われます。1962年は、最初に申しましたように、日韓会談の最大の懸案でありました請求権問題が大平外務大臣と金鐘泌中央情報局長の会談で大筋の合意ができた年です。このあたりから竹島問題もぼちぼち話し合いが行われていくのです。島根県の皆さんにとっては残念なことです。竹島問題は日韓会談の主要な議題ではありませんでした。日韓会談全体にとっては副次的な問題だったのです。

1962年2月22日に行われた小坂善太郎外務大臣と金鐘泌中央情報部長の会談で、小坂外務大臣は「独島問題（韓国側議事録ですので竹島を「独島」と表記しています）を国際司法裁判所に提訴して韓国側がこれに応訴することを望む」と述べたのです。ご存知の通り、国際司法裁判所の裁判は原告の訴えに対して被告が同意した場合に開始されるわけですから日韓両国が裁判に同意しないと裁判になりません。これに対して金長官は、「別に実質的な価値のない島の問題を日本がそのように大きくする必要はない」と答えるのです。日本側は竹島問題の国際司法裁判所での解決を訴え、韓国が拒否するという、それから繰り返される構図がここで登場します。

そして同じ1962年の3月12日に小坂外務大臣と崔徳新外務部長官の会談では、小坂外相は「ここで本問題について資料を相互間で提示して討議しようとするのでない」とやや消極的な態度を見せながらも、「懸案問題が解決しても領土問題が解決しなければ国交正常化は無意味だ」と訴えるわけです。小坂外相が「竹島問題の解決なくして国交正常化なし」という原則に立った主張を行ったことは高く評価できます。しかし、崔長官は「国交が正常化された以後にも両国がこの問題を外交経路を通じて交渉することもできるのだから、今はもっと重大な問題の討議を始めること」にしたいとかわすわけです。「もっと重大な問題」とは請求権問題でしょう。小坂外相は3月17日にも「ところで竹島問題と代表部設置問題に関する意見を述べてほしい」と要請するのです。すると崔長官は「時間がないのでその話はそこまでにしよう」とあしらって終わるわけです。ここで韓国側議事録には（笑）とあります。誰が何を笑ったんですかね。この（笑）は許せないですね。笑った人間を怒りたい気持ちが私にはあります。

## 1962年のかけひき

このような竹島問題は日韓会談の議題にはならないという韓国側の態度は日韓会談の最

後まで変わることはありませんでした。ただし、日本の竹島問題提起は韓国にとっては予想外だったようで、対応を迫られることとなります。朴正熙国家再建最高会議議長 - 翌年には朴正熙大統領になるのですが - は、1962（昭和37）年10月に訪日する前の金鐘泌中央情報部長に対して次のような指示を出しています。「日本が独島問題をふたたび提起する場合には、同問題が韓日会談の懸案問題ではないことを指摘すること」、そして「日本側が問題を提起することは韓国民に日本に対する侵略の過去を想起させ、会談の雰囲気硬化させるおそれがあることを指摘すること」。日本の侵略によって1905（明治38）年に竹島は奪われたのだ、日本が竹島の領有を主張することはかつての朝鮮侵略を反省していないのだという「歴史認識カード」を韓国はここで持ちだそうとするわけです。1962年の10月の池田勇人首相と金鐘泌部長の会談でも「池田首相は国際司法裁判所に韓国が応訴することを要望した」が、「金部長は独島問題は韓日会談とは別個の問題であることを力説した」という結果になるのです

1962年11月12日の大平外相と金鐘泌部長の会談 - この会談は請求権問題解決に目途を付けた会談です - で興味深い動きがおこります。金鐘泌部長が竹島問題を「第三国の調停に任せるのはどうだろうか」と示唆します。大平外相は「考慮する価値がある案だとしながら第三国としては米国を指摘して研究してみる」と述べたのです。この提案に対する韓国政府のコメントは、金鐘泌部長の「意図は国際司法裁判所提訴のための日本側の強力な要求をそらして事実上独島問題を未解決状態に置く作戦上の対案として示唆したものと考えられる」というものです。さらに「真意は本問題の是非を決定して解決しようとすることにその目的があったのではなく」、「できるだけ現状維持を目論んで独島に対するわが国の領有権を既成事実化しようとするにあったものと考えられる」という駐日韓国代表部の説明も残っています。金鐘泌部長の提案は、韓国の竹島不法占拠を既成事実化するための時間稼ぎだというのですね。ここで面白いのは、金鐘泌提案の「調停（Conciliation）」は国際調停委員会が行うもので強制力が強い。提案はより強制力の弱い、第三者が行う「仲介（Mediation）」であるべきではなかったか、と駐日韓国代表部の説明の中で、反省しているところです。どうも金鐘泌提案は十分な準備作業を経て行われたものではなさそうですね。金鐘泌部長のその場しのぎの提案だったようです。何らかの対応をせざるをえないほど、日本の竹島問題への姿勢は強かったということでしょうか。

日本は金鐘泌提案に対して積極的に応じます。1962年12月10日に後宮虎郎アジア局長が裴義煥駐日韓国大使に対して、「第三国の調停に任ずというだけでは、調停がい

つまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができないので、いわば両国の主張を折衷した形で、（１）国交正常化後例えば１年間日韓双方の合意する調停機関による調停に付し、これにより問題が解決しない場合には、（２）本問題を国際司法裁判所に付託するとする」、という提案を行うわけです。「足して２で割る」という国内政治でよくやる手法を外交関係しかも領土問題でやるということです。皆様のご想像のとおり、韓国はこれを拒否しますね。１９６２年１２月２１日の第６次会談予備交渉第２０回会合で「韓国側としては、第三国による調整（Mediation）という方法以外に格別の方法はないと考える」と韓国は告げるわけです。日本の、韓国の立場も考慮した、「足して２で割る」手法は、竹島を不法占拠している韓国には通用しなかったのです。

### 日本の「不規則発言」

日韓会談における竹島問題については、日本側代表や日本の政治家に「不規則発言」が多すぎるように思います。これらの発言が韓国側議事録だけに残されていることを考慮せねばならないことはもちろんですが、結局、これらの発言の末に「竹島問題の解決無くして日韓国交正常化なし」という原則は消えてしまい、日韓条約で竹島問題は棚上げされてしまうのです。

まず、有名な竹島爆破発言です。１９６２（昭和３７）年９月３日の第６次会談予備交渉第４回会合で、伊関裕二郎外務省アジア局長が崔英澤駐日韓国代表部参事官と話し合った時に、崔英澤参事官が「河野」という人物 - 河野一郎建設大臣でしょう - が、「独島は国交が正常化すればどちらが持ったとしても持っていない程度の島だ」と言ったのになぜ日本は日韓会談でとりあげるのか、と聞くわけです。井関局長は「事実上において独島は無価値な島だ、そこは『日比谷公園』程度で爆破でもしてなくしてしまえば問題はなくなる」と発言したというのです。日本の責任ある政治家が竹島には価値がないと発言し、それを受けて外務省の高官が竹島は爆破してなくしてしまえばいいと述べたわけです。

次は竹島共有論です。これは１９６３（昭和３８）年１月９日の大野伴睦自民党副総裁が「竹島の帰属については、アメリカの調停で日韓両国の共有にしたらという話が出ている」と述べたと、１９６３年１月１０日付の『朝日新聞』が報道した問題です。日韓会談で日本側代表は、この発言は日本の公式見解ではないと否定するわけですが、日本側代表の足を引っ張る発言問題だったと思います。

1963年1月11日の第6次日韓会談予備交渉第23回会合では、杉道助日本側首席代表の「実際、独島問題は国交正常後にゆっくり討議してもよい問題だ。ところが社会党が騒いでいるので独島問題を解決しなければ国交正常化の国会批准は受けにくい」と発言しています。国会対策のために領土問題を取り上げざるをえないのだというのです。それから同じ1963年ですが、9月26日の第6次日韓会談予備交渉第50回会合で日本側は、「日本側は独島問題は経済的なものよりも政治的な意味で国交正常化の前に解決せねばならないと述べた」とあります。さらに「他の懸案問題を解決すれば竹島問題は政治的に妥結の方策が発見されるものと見ると述べた」というのです。

まとめますと、竹島の経済的価値の否定、竹島共有論、国家夫対策としての竹島問題の討議の提起など、これらは1962年2月の小坂外相の「竹島問題の解決なくして国交正常化なし」という立場から大幅に後退しています。日本の竹島問題への熱意を疑わせる、誤ったメッセージを韓国に送ったとしか思えないですね。これらの発言が日本側の議事録では確認されていないにしても、そう思います。

さて、ここで2006（平成18）年に出版された朴裕河『和解のために-教科書・慰安婦・靖国・独島-』（平凡社）という本について若干触れておきたい。お読みになった方もおられると思います。朴裕河氏は韓国世宗大学の教授で、一部では非常に評価されている本ですね。実は、この本の中に島根県にとって見逃せない部分があるのです。「国民・領域・主権」を成立要素とする近代国家の枠から脱却した視点を持てば日韓の「和解」はありえるとし、竹島を「共同領域」とする解決方法を夢想する彼女は、「独島を共同所有にしようとの提案は、既に40年前にもあった」と言います。先ほどふれました1963年1月の大野伴睦発言のことですね。「このとき島根県関係者らは外務・自治両大臣に対し『竹島は日本の領土として確保されたい』との県知事、県議長連名の要望書を送り、『共有には絶対反対で島根県としては黙視できない旨を声明した』」。これは田村清三郎先生の『島根県竹島の新研究』から彼女が引用した部分です。

問題はその後です。朴裕河氏は「これは島根県の利益のために、国家間の和解の契機が失われた事例と言わねばならない」とまとめるわけです。これは何なんですかね、島根県が竹島問題の解決を妨げた悪者になっているじゃないですか。当時の島根県の漁業者の実態も調べずによくこんなことが言えると思うのですが、実は、韓国側の記録には次のような記述があるのです。1963年7月9日、後宮虎郎アジア局長が崔大使-崔世璜日韓予備交渉漁業関係会合主席委員と思われませんが-に、非公式ですけれども、「独島問題を

(略)領有権問題としては棚上げしてJOINT USAGEにすることを非公式に提議し」た。

「崔大使はそのような方法は受諾できないと即座に回答した」。これは朴裕河氏の描く図式とは違うのです。韓国側議事録によれば、「和解の契機」を失わせたのは日本ではなく韓国なのです。朴裕河氏は日韓双方の過度のナショナリズムを公平に批判するように見せかけながら、扎扎实り日本だけに竹島問題紛糾の責任を負わせているのです。朴裕河氏を高く評価する東京大学の上野千鶴子教授がこの本の解説を書いています。最後のところに「わたしたち日本の読者はそれにつけこんではならない」とありますが、「それ」とは、文脈から理解すれば韓国のナショナリズムをも批判する朴裕河氏の姿勢ということでしょう。しかし、竹島共有論についていえば、「たおやかで静謐なたたずまい」と上野氏が評している朴裕河氏は、実は巧妙に日本人の国家意識の薄さに「つけこんで」いるとしか私には思えません。

#### 4 . 日韓条約と竹島問題

##### 「紛争解決に関する交換公文」について

日韓条約と竹島問題の話に入ります。結局、竹島問題は1965(昭和40)年の日韓条約であいまいな決着がされてしまうのです。具体的に言えば、日韓条約中の「紛争解決に関する交換公文」に玉虫色の解釈をして、竹島問題は棚上げされていくのです。この交換公文の文言は「両国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする」というものです。日本政府はこの「紛争」は竹島問題を指すと国会で説明したのですが、韓国は、この「紛争」とは竹島問題ではない、すなわち日韓間に領土問題は存在しないと強弁して竹島の不法占拠をずっと続けているわけです。

「竹島問題は日韓会談の議題ではない」とする韓国の強硬な姿勢の前に、日本の姿勢が後退していったことは、今まで話しました。国会答弁におきまして、1963(昭和38)年1月26日に池田勇人総理大臣は、「李ライン問題、あるいは竹島問題は、日韓国交正常化の前提に横たわる懸案でございます。したがって、この両問題が請求権あるいは法的地位の問題と一括して、国民の納得のいく解決を見なければ、正常化を期し得ないのであります」とはっきり述べていたのです。ところが1965年の3月30日の椎名悦三郎外相の答弁では、竹島問題については「竹島問題を解決する的確なる方法をきめるということ以外にはないのでございまして、今日の場合においては、このめどをつけると

ということによって一括解決をはかりたいと、かように考えております」と後退します。竹島問題を「解決」とするという約束が、「解決の目途」をつけることへとすりかわるわけです。しかも、日本にとってはこの「目途」が「紛争解決に関する交換公文」となるはずだったのですが、交換公文の「紛争」を竹島問題であると明記できなかったために交換公文は「目途」にすらならなかったのです。

交換公文の作成は日韓条約が調印される1965年6月22日の5日前からあわただしく行われたようです。6月17日付の日本原案では「両締約国間のすべての紛争は（略）独島に対する主権に関する紛争を含み」とあります。日本側原案では、「紛争」は竹島問題と明記していたのです。ところが、6月22日午前7時25分付で外務部から駐日大使に宛てた電文にある韓国提案では、「ほかに規定がある場合を除いて、両国間の紛争はまず外交上の経路を通じて解決するものとし、これによって解決できない場合には、両国政府が合意する調停手続または仲裁手続によってその解決を図るものとする」とあり、「紛争」は竹島問題を明示しないものでした。結局、交換公文の文言からは竹島問題の表記は消えます。韓国側記録によりますと、6月22日の11時から午後1時15分にかけて行われた椎名外務大臣と李東元外務部長官による第二次外相会談で合意が成立したとあります。

1965年8月18日付の韓国政府外務部が駐日大使に宛てた書簡では「独島は厳然として我が領土の不可分の一部であり、したがって領有権に関して云々する余地はなく、韓日間の紛争の対象とはならない。今回両国間で合意された『紛争の解決に対する交換公文』は独島問題とは全く無関係である」と記されているのです。これは勝利宣言です。竹島を不法占拠している現状を維持し続けることに自信を示した文章といってよいでしょう。

さらに、韓国側の記録には、日韓条約調印の直前-4時15分ですから45分前です-に佐藤栄作首相が、交換公文中の「両国間の紛争」という語句には竹島問題は含まれず、これは将来起こりうる紛争を意味するという韓国の主張に同意したという記録があります。1965年11月27日の参議院日韓条約等特別委員会で佐藤首相はこれを否定して、にわかには信じがたい話です。

### 『独島密約』をめぐって

昨年（2008（平成20）年）の今頃出版された、ロー・ダニエルという人の『竹島密約』（草思社）という本があります。中身は非常に面白いですね。日韓条約を結ぶ時に、

日本と韓国の政治家が裏密約をしたというのです。「竹島、独島問題は、解決せざるをもって解決したとみなす。したがって条約ではふれない」。具体的には次の4点です。

「(イ)両国とも自国の領土であることを認め、同時にそれに反論することに異論はない。(ロ)しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きをし、重なった部分は共同水域とする。(ハ)韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。(ニ)この合意は以後も引き継いでいく。」ロー・ダニエル氏は、中曽根康弘氏をはじめとするいろんな政治家とのインタビューなどからこの「竹島密約」を復元したと書いています。

「竹島密約」について外務省は、鈴木宗男衆議院議員の質問に答える形で、このような「合意」が行われた事実はないと2007(平成19)年4月3日付で答弁しています。「竹島密約」が文字資料として残っていないだけに、これをどう評価するかはなかなか難しい問題ですが、私は(イ)(ハ)(ニ)についてはあり得ることだと思っています。先ほど検討した、日韓条約中の「紛争解決に関する交換公文」をめぐる経過を見ると、あまりに韓国のペースで交渉が進んでいるからです。日韓条約反対運動で苦しい立場にあった韓国政府を助けるため、「紛争解決に関する交換公文」については表面上韓国に譲歩する。しかし、韓国から竹島問題に関する何らかの言質を取る。その言質が、日本が竹島領有を主張することについて韓国は内容には反論するけれども日本が抗議すること自体は認める、韓国は竹島に対する支配の強化を行わないというもので、これが「竹島密約」となったのではないか。この二つの言質はどちらも韓国が日本を刺激しないというもので、ナショナリズムを昂揚させて国民統合に力を注いでいた韓国にとってはなかなか守りづらいものですね。韓国にとっては不利なわけです。このように「紛争解決に関する交換公文」と「竹島密約」を総合すると、整合性があるように思えるのです。

ただし、私は「竹島密約」の(ロ)については違和感を持っています。これは1999年(平成11)に発効した現在の新日韓漁業協定をめぐる問題に対応するために現在の観点から付け加えられたという印象を拭うことができません。島根県の皆さんでしたらよくご存じと思いますが、新日韓漁業協定は竹島を含む日本海の広大な水域を暫定水域として日韓両国の漁業者が共に操業できる水域としたものです。自国から200カイリまでの水域に自国のみが資源を管轄する経済水域を設定できるという国連海洋法条約に対応したのですが、日本海の幅が狭いため両国の経済水域の境界を決めねばならなかった。竹島問題があったため、日本海に一本の線を引くことができず暫定水域をつくったわけです。日

本の漁業者には、日本近海から締め出された韓国漁船に配慮して広い暫定水域をつくってやったのに韓国漁船は暫定水域を占拠して資源を枯渇させているという怒りがあります。韓国の漁業者や世論には、竹島は韓国領なのに竹島を含む水域を日本漁船も操業できる水域としたのはけしからん、新日韓漁業協定を破棄せよ、という不満があります。(口)は韓国人の怒りを抑えるために新日韓漁業協定と竹島問題の関係を説明しているような感があります。「漁業区域」の設定だとか「共同水域」といった考え方は、日韓条約が結ばれた1965(昭和40)年当時にはなかったと思うのです。ロー・ダニエル氏は日韓会談における漁業交渉にはあまり詳しくないらしいことが私の疑いを強めています。この本には漁業問題についていくつも誤りがありますね。例えば、10~11頁の「竹島をめぐる領海及び漁業水域の変遷」という図はひどいもので、1965年の日韓漁業協定では李承晩ラインが共同規制水域として残ったという大きな間違いを犯しています。

ただ、私はこの本には、今後の竹島問題の研究にとってきわめて重要な部分があることは申し上げたい。それは、竹島密約は二つの意味で失われたと指摘しているところです。一つは密約が記されている紙自体の喪失、そして紙の喪失よりももっと深い意味を持つのが、竹島密約の趣旨や精神を韓国側が継承できなくなったこと、すなわち竹島密約を生み出した「精神の喪失」であるということです。2005(平成17)年に島根県が「竹島の日」条例を制定したときに韓国は反発して地方自治体の間の交流までとりやめました。これは(イ)に反しています。また、韓国は竹島の支配を現状維持するという(ハ)の約束を破っています。竹島における各種施設や人員の増加、はては子供たちを竹島に連れて行って教育するなど、韓国は日本の神経を逆なでするようなことを繰り返しているのです。

なぜ「竹島密約」の精神が失われてしまったのか、私は韓国のナショナリズムの肥大化を理由としてあげたいのです。たとえば、ここに持ってまいりましたのは『朝鮮日報』という韓国の有力紙の1962(昭和37)年2月18日付の「独島紛争、国際司法裁判所に提起されるか」という見出しの記事のコピーです。この記事を発見して驚いたのは、日本と韓国の竹島領有についての主張がほぼ同じ程度の紙面をとってあるところです。当時の韓国は、日韓の主張を両論併記するような余裕があったのではないかと思うのです。そういえば、当時の『朝鮮日報』1面右上の「朝鮮日報」の題字の背景にある朝鮮半島の地図には、鬱陵島はありますが竹島はありませんね。今でしたら、韓国のテレビの天気予報でも韓国の航空会社の機内ディスプレイでも竹島はしっかり書き込まれているのですが。2005年の「竹島の日」条例制定のときに、ある韓国人大学院生が、「私は、独島とい

う名前を聞くだけで、頭と胸がかっと熱くなるんです」と言っていました。韓国人が竹島問題にそれほど燃えるようになったのは、いつからなのか、なぜそうなったのか、それを客観的に研究する必要があります。竹島問題解決のためには、韓国ナショナリズムの研究が欠かせないと思っています。

おわりに

最後に今日の私の話をまとめて終わります。

1 番目です。1952（昭和27）年1月18日に韓国はなぜ李承晩ライン宣言を出して竹島を含む水域に主権を宣言したのかという問題です。このときの韓国の主張の根拠は総司令部の二つの指令でした。二つの指令は本来は韓国には関係ないものであったが、主観的には連合国かあるいは連合国に等しいと自らを位置づける韓国にとっては、二つの指令は根拠となったのです。ですから竹島問題が生まれた背景には、敗戦国として主権を喪失するという歴史上極めて特異な時期にあった日本と、それに対して日本よりも一足早く独立した韓国という図式があるわけです。さらにその背後には、韓国の日本に対する華夷秩序意識があるのではないかと考えています。

2 番目です。日韓会談における日本の竹島問題についての交渉姿勢には多くの問題点があったと私は思っています。竹島の経済価値をみずから否定するような発言、竹島共有論、国会対策としての竹島問題討議の必要性、など竹島領有への熱意を疑わせる発言が相次ぐ。日本は、「足して2で割る」解決方式を提起したりする。これでは、この誤ったメッセージを韓国に送ったとしか思えない。それに対して、日韓会談での竹島問題についての韓国の原則的な立場は「竹島問題は日韓会談の議題ではない」というものであり、日本はこれを突き崩すことはできなかったのです。

3 番目です。日韓条約の一つである「紛争解決に関する交換公文」は日本にとって不利な、すなわち「紛争」とは竹島問題を意味しないという解釈を韓国にさせてしまうようなものになってしまった。一方、近年話題の「独島密約」は韓国にとって不利なところがあり、この二つは全体的にはバランスが取れているのではないかと、という話をしました。しかし、日韓条約と竹島問題との関係は、「紛争解決に関する交換公文」にしても「独島密約」にしても不明なところが非常に多いのです。この謎の部分を読み解くためには、アメリカの外交記録を検討する他はないだろうと思っています。日韓会談、特にその最終段階ではアメリカがさまざまな働きかけを日韓両国に行ったからです。

最後に、島根県の方々には申し訳ないですが、竹島問題はローカルでマイナーな問題なのです。それが、日韓会談での討議や日韓条約での処理がその場しのぎ的なものになっている原因です。しかし、これからはそうあってはならない。日本は今まで失敗してきたのですから、もう同じ失敗を繰り返してならないのです。島根県の努力で、ローカルでマイナーな問題から竹島問題は抜け出しつつあるのです。ここで負けたら、他の領土問題に波及して日本全体が危なくなる。そのような問題になっているだと思います。頑張らなきゃいけないと思いますね。

最後の最後にもう一つ。現在の政権は「東アジア共同体」を作ること为目标に掲げているのだそうです。今日の私の話を聞いて、皆さんは一体どう思われるでしょうか。日本と韓国は全然違うのです。特に両国のナショナリズムには決定的な違いがある。とても「共同体」を作れるような共通の土台があるとは思えません。国際政治ではやはり相手の戦略、そしてその戦略の背景にある文化を知って国益をかけて渡り合う必要がある。現政権は国際政治の冷厳さをもっと認識する必要があります。

以上、難しい資料を読みながら竹島問題を考えていくという作業にお付き合いいただき、大変ありがとうございました。私の話は以上です。（拍手）